

中野区パブリック・コメント手続の実施結果

番号	09-06
案件名	「新しい中野をつくる10か年計画（第2次）」案
意見募集期間	平成22年2月8日(月曜日) から 平成22年3月1日(月曜日)

1 提出方法別意見提出者数

提出方法	人数
電子メール	7人
ファクシミリ	2人
郵送	2人
窓口	1人
計	12人

2 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方（同趣旨の意見は一括）

(1) 領域Ⅰ 「持続可能な活力あるまちづくり」について（11項目）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	東京の新たな顔づくりは、中野らしさをなくすものだと考える。ヒューマンスケールに配慮した庭園のような駅周辺広場と、サンプラザを中心として他の施設の高さ制限をした町並みを求める。	中野駅周辺は、にぎわいと環境の調和するまちを目指しており、にぎわいのほか、みどりやうるおいが感じられる場の創出もすすめていく。
2	旧桃丘小学校の利用について、以下のアイデアを検討していただけたらと考える。 ①中野らしいサブカルチャーとして利用（漫画中心の図書館、アニメ上映会等） ②アートの発信地（アートの制作、音楽関係等） ③リサイクル・リユースするための地域の拠点（みどり・環境のNPOの使用等） ④コミュニティガーデン（校庭を緑地にし、子ども等の居場所やイベントを行う）	旧桃丘小学校については、表現・文化活動の拠点として整備していくとして示している。 具体的なご提案については、今後の参考にさせていただく。
3	外国ではグリーンマーケット等で地産のものを都市で売り、交流の場所となっている。里・まち連携に関し、商店街のにぎわい活性化のほかに、人々が留まれる、座れる場所がコミュニティの交流の場所として必要ではないか。	商店街振興施策や里・まち連携事業など、今後の事業展開の参考にさせていただく。
4	10か年計画(第2次)も、都市計画マスタープランに記載されている「バス交通の充実」の内容と整合性をとるため、同様または同等の記述をすべきだと思う。	10か年計画(第2次)案では、地域公共交通の整備についても記載しており、都市計画マスタープランとも整合性はとれていると考える。
5	中野駅周辺の活性化方針に賛成である。その活性化の一環として、「なかのん」の活用を図り、若干の区予算の支出をもって、輸送量の充実を図るべきだと考える。	地域交通の整備を検討していく中で参考にさせていただく。
6	ファミリー層が住みたくなるまちづくりのためには、安い住宅の供給も必要なのではないか。	共同住宅の建設時に住戸の一定割合をファミリー向け住戸とすることなどにより、ファミリー向け住宅の供給を促進していくとして示している。

7	防災性の向上は区にとって重大な課題であり、中長期にわたり対策が必要な課題である。基本的な戦略の一つとして独立させ、住民を交えてまちの将来像を考え、区全体として防災性の向上が図られる計画にしてほしい。	区全体の防災性の向上を図るため、第3章の領域Ⅰ「安全で快適な都市基盤を着実に築くまち」や領域Ⅳ「安全で安心な地域生活の推進」の中で、おもな取り組みなどを示している。
8	防災性の向上について、計画案では具体的内容が示されていない。防災性の向上の中身について区がどう考えるのか明らかにしてほしい。	10か年計画(第2次)案の中では、まちづくりの面から、木造住宅密集市街地の改善、地区計画による防災まちづくり、住宅等の耐震化促進、狭あい道路の拡幅整備、防災拠点となる大規模公園の整備などを行っていくこと、また、地域の防災力向上の面から、防災訓練への支援や避難所の機能強化等に取り組んでいくことなどを示している。
9	広域避難場所の一人当たりの避難有効面積は、23区は平均で約 3.4 m ² だが、中野は 1.22 m ² と最低レベルである。一人当たりの避難有効面積をもっと広くするなどの方針を示してほしい。	中野区内の広域避難場所はすべて、一人あたりの避難有効面積1m ² という東京都地域防災計画で定める基準を確保している。今後とも基準確保に努めていく。
10	人口密度が高く公園面積が少ない現状を踏まえ、どのようにみどりとオープンスペースを創出していくのかを示した計画にしてほしい。	みどりとオープンスペースを創出するために、第3章の領域Ⅰ-3「安全で快適な都市基盤を着実に築くまち」の中に記載しているとおり、(仮称)中央部防災公園をはじめ(仮称)南部防災公園、(仮称)鷺の宮調節池上部広場、本町二丁目、本町五丁目などに0.5ha~1.5ha 規模の公園等を整備していく。
11	「中野区みどりの基本計画」では区の北西部に公園の整備が必要、と示している。鷺の宮団地の建替えによる防災空地は、子どもの遊び場としての公園とは性格が異なると思われる。若宮児童館跡地は、オリーブ公園と一体利用できる公園を整備し、小学校とは別の遊び場機能を代替確保してほしい。	10か年計画(第2次)案では、(仮称)鷺の宮調整池上部広場の整備を示している。今後、この広場の活用については、ご意見も参考にさせていただく。 若宮児童館跡地は、今後必要となる社会福祉施設の整備財源とするため、売却を計画している。

(2) 領域Ⅱ 「自立してともに成長する人づくり」について (13項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
12	児童館の再編について、案91ページの「②地域の育成活動の充実と支援」の記述を、「児童館は…再編して」から、意見交換会での区の見解・回答を反映させ、「児童館の機能を…発展させ」にしてはどうか。	案91ページ「②地域の育成活動の充実と支援」の部分は、児童館を再編し、機能を充実、発展させる内容を全体として記述しているものである。
13	児童館の存在は、公園の少ない中野の子どもたちにとって貴重な遊び場だった。学校の中に入れてしまうと、一日学校の中にいることになり、ほっとする時間・空間・仲間ができないのではないか。子どもの居場所を学校以外にも多様につくるようにしてほしい。	キッズ・プラザのほか U18 プラザなど、子どもたちの活動の場を確保することとしている。
14	学童クラブの拡充について、案91ページの「③家庭・地域・学校が連携した子ども育成の推進」に「移設した学童クラブは定員増を図り、定員増にも関わらず発生する待機児童についてはキッズ・プラザが受け皿となる」旨の記述を追加してほしい。民営では運営継続の担保や質の確保が難しいと思われるため、小学校内に移転する学童クラブの拡充や、待機児童の受け皿としてキッズ・プラザに代替機能を持たせることにより、待機児童の発生をなくすようにしてほしい。	キッズ・プラザと学童クラブを併設することで、子どもの放課後の居場所について、保護者が選択できるようになり、保護者の需要に対応できると考えている。

15	若宮児童館の遊園は、隣接のオリーブ公園との一体利用によりオープンスペースを活かして遊べる、貴重な放課後の遊び場である。財政運営が厳しい状況ではあるが、できれば若宮学童クラブの定員を増やして、存続してほしい。	小学生がのびのびと交流し、豊かな体験ができるようキッズ・プラザを小学校に配置・整備するのにあわせて、学童クラブについても小学校に移設していくこととしている。
16	保育園は建て替えではなく、耐震化で対処してほしいが、どうしても保育園の建て替えをする場合は日照や周辺住宅への視線等に配慮するほか、工事の際の騒音・振動、粉塵など、建築基準を守るだけでなく、周辺住民に配慮してもらいたい。建物に関してすべてを決定する前の早い段階で周辺住民等に知らせてもらいたい。また、民営化されると責任の所在が不安なので、区立のままにってもらいたい。	保育園の民営化後も、保育園運営については、必要に応じて区が関わっていく。また、建設にあたっては建築法規等を順守し、近隣への説明会を開催することとしている。
17	区立幼稚園が認定こども園に変わることで、他区へ引っ越していく家族がいる。また、安易な私立幼稚園の誘致は問題だと考える。	認定こども園は、保育園と幼稚園の両方の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て世帯に対する支援事業も行う施設であるため、様々な子育て世帯のニーズに応えられると考えている。
18	第2章元気いっぱい子育て戦略には、「連携教育とは別に、特徴ある教育成果を目的に小中一貫校を設置することを検討」としながら、第3章の施策の方向に同様の記載がないのはおかしいと思う。	第3章のおもな取り組みの中に、第2章の内容を加えることとする。
19	図書館運営に関する成果指標である「区民1人当たりの年間貸出冊数」と「区民1人当たりの年間インターネットの予約件数」は、図書館サービスの改善度合いとは関連性が薄いので、図書館利用者登録率を指標とすべきである。また、「身近で誰もが充実したサービスを受けることができるよう」という文言に対する指標は、貸出冊数ではなく、登録者数であるべきである。現在の10か年計画で指標とした利用者登録率の実績が上がらないということで別の指標に変えるのは、安直である。	区民の利用登録者数は例年、新規登録者がいる一方、転出等でほぼ同数の無効登録者も出ており、登録率はほぼ横ばいの状況にある。 利用登録者数では、図書館の施策の成果の変化が見えにくいことなどから、「区民1人当たりの年間貸出冊数」に変更したものである。
20	図書館に防犯カメラを取り付けてもあまり役に立たないので、ブックディテクションシステムを早期に導入した方が効果的であると思う。	図書館の新たな管理運営体制の構築の中で参考としていきたい。
21	地域図書館の魅力を高めるために、現在の資料費で「課題解決」や「個性づくり」をしていくことは無理なので、蔵書を魅力的にしていけるべきであると考え。	蔵書整備の充実や、運営方法などの工夫により、課題解決支援や各館の個性づくりなどにも努めていくこととしている。
22	地域図書館について、「見直しと充実をすすめる」とあるが、具体性に欠ける。2009年10月に策定した「図書館の新しいあり方」にあるように、必要な施設規模・内容と機能を有するものとして整備をすすめる旨を10か年計画に示すべきである。	10か年計画(第2次)案では、図書館の新しいあり方について到達すべき方向性を描いており、詳細については「図書館の新しいあり方」に示している。
23	魅力ある図書館の整備として、「魅力ある蔵書整備」とあるが、視聴覚資料についても触れるべきである。視聴覚資料は、若年層から高齢者層まで要望が多く、図書館利用者を増やすためにも重要である。	視聴覚資料は、既に民間において数多くレンタル供給されているため、他の蔵書整備を優先的にすすめていく。

24	図書館の「新たな管理運営体制」が指定管理者制度を指すのであれば、反対である。各界から公立図書館には指定管理者制度はなじまないとする意見があるし、民間運営会社ではサービス縮小により利潤が上がる面があり、サービスや人材育成の面で安定性・継続性が期待できない。指定管理者制度を導入しないことを表明する区も増えつつある。	指定管理者制度では、さまざまな経営や事業執行上の工夫改善が生かされ、区民サービスの向上に寄与するものと考えている。 また、指定管理者制度を導入している区も増加している。
----	--	---

(3) 領域Ⅳ 「区民が発想し、区民が選択する新しい自治」について (2項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
25	町会・自治会が大きな役割を担える団体だとは思えない。加入促進条例はもつてのほかで、もっと新たなコミュニケーションの仕方を発想して欲しい。	区内全域にわたり、地縁団体として設置され、地域で公共・公益活動を行っている町会・自治会の活動を一層推進するため、条例化等加入促進を図るしくみづくりを行うなど、組織力の強化に向けて支援をすることとしている。
26	施設を再編することについては、高齢者が増えていく状況の中で、歩いて行ける距離が大事だと思う。15地域センターはなくさず、利用者本位の場所にしていくと良いと考える。	24時間365日対応による、区民の安全安心のしくみの確立に取り組むこととしており、地域でさまざまなサービスが「いつでもどこでもだれもが」受けられる体制を整えていきたい。

(4) 「第4章 持続可能な行財政運営のために」について (2項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
27	計画の全体像について、地域の支えあい・地域コミュニティは大事、地球温暖化防止もめざす、など掲げている理念はすばらしいが、具体策に乏しい。歳出面で大規模な再整備がどのくらいになっていくのか、不安を感じる。	おもな取り組みと実現へのステップの中で具体的な取り組みを示している。また、この計画は、第4章で、財政フレーム(収支見通し)を踏まえて作成している。
28	財政フレームの作成にあたって、参考にした経済成長率などの資料は、どこがいつ発表しているものか。	内閣府や日本銀行、民間研究機関が発表している予測などを参考にしている。

(5) 参考資料 (5項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
29	人口推計(昼間・夜間)などには、経済成長率を加味しているのか。	国立社会保障・人口問題研究所をはじめとした各種研究機関が行っている人口推計と同様、経済成長率を直接反映することはしていない。
30	「今後活用方法を検討する施設等」を「売却予定等」に統一せず、元に戻すべきだと思う。区有施設や土地は区民の財産なので、売却については、区民と協議したり、区民投票をするのがふさわしいと思う。売却については、拙速に10か年計画(第2次)で実施すべきことではないと考える。	10か年計画(第2次)案では、区を取りまく状況の変化に合わせ施設を配置しており、活用の見込めない跡地は、今後区民にとって必要となる新たな施設整備の財源とし、区民サービスの充実を図るため、計画的に売却を行うものである。
31	売却予定施設等には、小中学校、保育園など災害時の拠点になり得る場所が多く入っているのではないかと。特に学校施設は災害時に避難所として、避難生活をしていくために必要な場所である。売らずに、使い切る活用を考えてほしい。	学校跡地の売却に際しては、避難場所機能等の防災的な観点を踏まえている。

32	現在「塩漬け」になっている土地があると聞くと、その土地を防災公園として整備するか区民農園として貸し出すことを望む。	未利用地については、10か年計画(第2次)に沿って事業化をすすめていくが、活用の見込みない用地については、今後の新たな施設整備の財源とするため、売却を予定している。ご意見については、今後の検討の参考にさせていただく。
33	公共施設の売却はやめてほしい。税金で買ったものを区長の一存で売却してよいとは思えない。東中野小学校跡は、防災の拠点でもあり、その校庭の下にある教職員住宅の売却には反対である。もっと地域住民が納得できるよう説明会を開き、周知徹底してほしい。	活用の見込みのない施設については、売却の方針としている。また、東中野小学校跡は避難所機能を継続している。

(6) その他 (5項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
34	計画の策定からちょうど4年で改定するということは、区長選挙の度に改定を繰り返すということか。政治・経済情勢が不安定な今、なぜ改定しなければならないのか。	今回の改定作業は、現計画での見直し時期にあたり、かつ区を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえ、平成22年度から10年間を見据えた改定を行うこととした。
35	10か年計画について、十分な検証もすることなく拙速に改定するのではなく、次期区長に改定を委ねるべきではないか。	毎年度の行政評価などで見直し・改善を進めてきており、10か年計画についても進捗状況などの検証を行った上で、改定作業を進めてきた。選挙の有無に関わらず、区民に長期的な計画を示して、それに基づいて行政運営を進めていくことは行政の責務と考える。
36	今回の改定は、区民への説明責任を果たしておらず、自治基本条例を遵守していないのではないかと。まちや社会情勢が変わるのは当然なので、条例等を恣意的に運用させない「きまり」が必要ではないか。	意見交換会やパブリック・コメント手続きなど、適切に自治基本条例や規則等に則って改定手続きを行っており、説明責任も果たしてきている。
37	素案から案へは大きく変更されているので、案について意見交換会を実施してほしい。	素案から案へ、方向性などについて大きな変更はしていないため、通常どおり、パブリック・コメント手続きを進めたものである。
38	この計画案がどの程度区民に認知されているのか。素案の発表からこれまでの区民への周知期間では足りないと思うし、パブリック・コメント手続きは、区民に周知できていないと思う。区の掲示板に張り出すなどすべきではないか。	平成21年8月の素案作成以降、全戸配布の区報、区のホームページ等によるお知らせや、意見募集等を通じて周知をしたところである。 今回のパブリック・コメント手続きについては、パブリック・コメント期間中、区のホームページで常にトップページで表示するよう工夫も行った。

備考 本資料は、意見の要点をまとめたものであり、また、区分整理の関係から、一人の意見を複数に切り分けたり、同様の趣旨の意見等を一つにまとめたりしている。

3 提出された意見により変更した箇所

変更箇所			
頁	「新しい中野をつくる10か年計画(第2次)」案	変更内容 (「新しい中野をつくる10か年計画(第2次)」)	変更した理由
110	<p>第3章 10年後の中野の姿とめざす方向</p> <p>Ⅱ-2 子どもから大人まで、地域の中で自分の力をのばせるまち</p> <p>ウ 一人ひとりの可能性をのばし、生きる力を育む学校づくり</p> <p>(3) おもな取り組み</p> <p>⑤ 連携教育の推進</p> <p>系統的・継続的で柔軟な教育課程の工夫などにより連携型のカリキュラムを研究・開発し、確かな学力を身につけながらゆとりある学校生活が送れるように、幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校を含めた幅広い連携・交流の推進を図ります。</p>	<p>第3章 10年後の中野の姿とめざす方向</p> <p>Ⅱ-2 子どもから大人まで、地域の中で自分の力をのばせるまち</p> <p>ウ 一人ひとりの可能性をのばし、生きる力を育む学校づくり</p> <p>(3) おもな取り組み</p> <p>⑤ 連携教育の推進</p> <p>系統的・継続的で柔軟な教育課程の工夫などにより連携型のカリキュラムを研究・開発し、確かな学力を身につけながらゆとりある学校生活が送れるように、幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校を含めた幅広い連携・交流の推進を図り、<u>全校で連携教育の標準的な方法を定めていきます。</u></p> <p><u>全校での標準的な連携教育とは別に、特長ある教育成果をあげることがを目的に小中一貫校を設置することを検討します。</u></p>	パブリック・コメント手続の意見(No.18)の反映